

報道機関 各位

枚方市提供

自立支援医療（精神通院医療）受給者の自己負担上限額誤りについて

通院による精神医療を続ける必要がある方の通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度である自立支援医療（精神通院医療）において、受給者の自己負担上限額を決定する際に必要となる所得区分の判定を誤り、一部の受給者に対して、本来の自己負担上限額よりも高い金額が記載された受給者証を交付していたことが、令和4年11月に判明し、大阪府に報告しました。この際、他市町でも同様の事例があり、府下統一の対応とする必要があるとの見解でした。

このような事態が生じたことを深くお詫びいたしますとともに、今後、再発防止に努めてまいります。

1. 対象者数

22人（誤った自己負担上限額を記載した受給者証を交付した人数）
うち利用者負担の過払により返還が生じた方 3人（金額合計 2,399円）

2. 判定誤りの原因

税制改正に伴い、令和3年7月1日分から自己負担上限額の判定に用いる合計所得金額の算定において、給与所得から10万円を控除する等の見直しが行われましたが、非課税世帯に属する方の収入額の判定作業において見直し後の基準で計算していませんでした。

これにより、本来の自己負担上限額（月額2,500円）よりも高い自己負担上限額（月額5,000円）を算定しておりました。

3. 本市の対応

自己負担上限額が誤った受給者証を交付した方には、既に電話、訪問及び文書により謝罪を行い、新たな受給者証を交付しました。

今後は、国の実施要綱等の適正な解釈や制度運用を図るとともに、大阪府作成のマニュアルの再確認、事務引継ぎの際の制度理解の周知、チェック体制の見直しを図る等、適正な事務処理に努めてまいります。

4. その他

自己負担金過払分の返還手続きについては、事業の実施主体である大阪府において対応中です。

（お問い合わせ先）
福祉事務所 障害支援課
電話 072-841-1457